

## 新手法の詐欺手口発生！！ ～コンビニ払いを指示する詐欺の発生～

県内では、有料サイト登録(利用)料金等の支払いを名目として、被害者に支払番号(払込票番号)を伝え、その料金名目に現金をコンビニで支払わせてだまし取る手口の詐欺が発生しています。

全国でも同様の被害が発生していますので、次の内容を参考に被害に遭わないよう注意してください。

### ～犯行の主な手順～

- ① ある日突然、携帯電話やパソコンに有料サイト登録(利用)料金を請求するメールが送りつけられたり、携帯電話やパソコンでアダルトサイト等を閲覧していると、突然、画面「会員登録完了」のメッセージが表示される。
- ② 記載された連絡先に電話をかけると、電話に出た犯人から「支払わないと法的手続きをとる」などと支払いを迫られる。
- ③ 犯人から支払番号(払込票番号)を教えられ、コンビニのレジで、その番号をもとに料金を支払うよう指示される。
- ④ 犯人の指示どおり、コンビニ店頭(レジ)で有料サイト登録(利用)料金名目の料金を支払い、お金をだまし取られる。



### ～被害防止のポイント～



契約内容や利用規約の明確な表示がない場合の契約(登録)は無効なので無視する。



身に覚えのない料金請求や心当たりがあっても不審だと思ふメールには、**メールの返信や電話連絡をしない。**



電話で教えられた支払番号(払込票番号)を使ってコンビニ払いを要求されたら、それは詐欺！



メールや電話でお金のお話が出たら、すぐに家族や警察に相談する。